

屋外広告物のおもな許可基準

1. 野立広告(広告板及び広告塔)

(1) 自家用広告物

自家用広告物とは、自己の事業に供する敷地内にある広告物です。

- 高さ 15m以内
- 表示面積 合計50㎡以内

(2) 案内用広告物

案内用広告とは、名前・住所・電話番号・事業内容・道標・矢印・距離以外の表示がないものです。

道路及び鉄道で知事が指定する区域※1		左の区域外
用途地域内※2	用途地域外※3	
○表示面積 一面 20 ㎡以下 合計 40 ㎡以下 ○高さ ・広告塔 15m 以下 ・その他 10m 以下	○表示面積 一面4㎡以下 合計8㎡以下 ○高さ 5m 以下 ○可変表示が可能なもの 、動光、点滅照明などを 使用しないこと	○表示面積 一面 20 ㎡以下 合計 40 ㎡以下 ○高さ ・広告塔 15m 以下 ・その他 10m 以下

※1 可児市内の下記の道路及び鉄道から 1,000m 以内の区域です。ただし、山岳等の自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合は、その地域は含みません。

東海環状自動車道 (500m 以内は禁止地域)
国道 21 号
国道 41 号
国道 248 号
県道 83 号の県道 84 号交差点から花フェスタ記念公園東入口まで
県道 84 号の県道 64 号交差点から土岐市境まで
JR太多線
名鉄広見線

※2 可児市では、第1種低層住居専用地域を除く、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域です。

※3 可児市では、上記の用途地域以外の区域(いわゆる無指定地域)です。

(3)案内用広告物以外(その他広告物)

上記(2)以外の広告物です。

道路及び鉄道で知事が指定する区域※1		左の区域外
用途地域内※2	用途地域外※3	
○表示面積 一面 20 m ² 以下 合計 40 m ² 以下 ○高さ ・広告塔 15m 以下 ・その他 10m 以下	○表示面積 一面20m ² 以下 合計40m ² 以下 ○高さ ・広告塔15m 以下 ・その他10m以下 ○路線からの距離 30m以上 ○広告物の相互距離 50m以上	○表示面積 一面 20 m ² 以下 合計 40 m ² 以下 ○高さ ・広告塔 15m 以下 ・その他 10m 以下

2. 屋上広告物

- 高さは、地表からの広告物を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下
$$H(\text{屋上広告物の高さ}) \leq h(\text{建築物の高さ}) \times 2/3$$
- 個数は、一壁面につき 1 個(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
- 面積は、20 平方メートル以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)

3. 建築物の壁面広告物

- 広告物の表面積の合計が同一壁面の面積の 2 分の 1 以内
$$A(\text{壁面広告物の面積}) \leq a(\text{建築物壁面}) \times 1/2$$
- 面積は、30 平方メートル以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)